

岡山県電子納品ガイドライン(案)【業務委託編】 平成21年4月版の主な改定内容

H20.5版 の頁	H21.4版 の頁	項目	改定内容
4	4	国土交通省関係の要領・基準	国土交通省の要領、基準の改定(平成20年5月, 12月)に対して、岡山県は旧要領、基準に準拠することを記載した。
6	6	特記仕様書、成果品	電子成果品の他に簡易報告書の作成を追加することを記載した。またこれに伴う特記仕様書の記載例を変更した。
7	7	デジタルカメラ写真	100万画素程度、に変更した。
13	13	PDFファイル作成ソフトの変換方法	報告書ファイルのサイズが10MBを超える場合について、分割によって閲覧に支障がある場合は監督員と協議の上、そのまま納品することが出来ることを記載した。